

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： すくすくnursery小牧kids	種別： 保育所	
代表者氏名： 中尾 峰子	定員（利用人数）： 19名（10名）	
所在地： 愛知県小牧市小牧三丁目53番地 ルージュ小牧・アルデール1階C		
TEL： 0568-65-6188		
ホームページ： https://yukinohana-sukusuku.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成30年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 特定非営利活動法人 幸の華		
職員数	常勤職員： 3名 非常勤職員： 3名	
専門職員	（管理者） 1名 （調理員） 1名	
	（保育士） 4名	
施設・設備の概要	（居室数） 2室 （設備等） 保育室1・乳児室1	
	調理室1・事務室1	

③理念・基本方針

★理念

- ・健康な身体と安定した情緒を育てる
- ・子どもの自発的な遊びを見守り、遊び込みを大切にする
- ・一人ひとりの子どもの個性を大切にする
- ・家庭との連携を大切にし、子どもの成長を共に見守る

★基本方針

家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、ゆったりと関わりながら保護者の方と一緒に成長の喜びを分かち合い見守っていきたくと考えています。

④施設・事業所の特徴的な取組

養護と教育を一体的に展開することを基本とし、「健やかに伸び伸びと育つこと」「身近な人と気持ちを通じ合うこと」「身近なものと関わり感性が育つこと」の視点から、それぞれの学齢に応じた保育を展開しています。

生命の保持及び情緒の安定のために、小規模保育ならではのアタッチメントを個別に行い、お子さんはもとより保護者の皆様に安心していただける環境を、人的環境、物的環境ともに工夫しています。

発達年齢に応じた保育の展開と、小規模保育ならではの異年齢合同保育を通して、思いやりの心、優しい心をはぐくむ保育を大事にしています。既成のおもちゃ、絵本を活用しながら、手作りおもちゃも用いて、子どもたちが常時自ら遊びを選べる環境を整えています。

子どもたちの健全育成のためには、職員の充足した気持ちも重要なので、職員のワークライフバランスの充実が図れるよう職員間でのコミュニケーション、シフト調整をしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 6月17日(契約日) ~ 令和 7年 5月23日(評価確定日) 【令和 6年10月26日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆状況に応じた適切な保育の実践

職員の不足もあって、定員19名のところを10名の受入れに留めている。そのこと自体は歓迎される状態ではないが、子どもが少ない分、微に入り細にわたった保育が実践されている。園長はじめ職員全員が毎朝子どもと保護者に声をかけ、子どもの家庭での状況を聞き取っている。夕方のお迎え時には、子どもの1日の様子が職員から保護者へ丁寧に伝えられている。今回の第三者評価の受審に伴って実施他保護者アンケートでは、「保育内容に事前説明」、「事業計画の保護者周知」、「園やクラスの様子の周知」、「保護者意見の伝達」等々で、回答した保護者全員が肯定している。状況に応じた適切な保育が実現している。

◆社会資源の有効活用

子どもにとって、絵本は「最高のお友達」とも言える存在である。単なる昔話や物語の読み聞かせだけでなく、絵本を使って正しい生活習慣や社会的ルールを教えている。それらの絵本を、書籍売場で買ったり、図書館に出向いて借りてこなくても、市立図書館から2ヶ月ごとに配本がある。社会資源を有効に活用すべく、様々な社会資源が「お散歩マップ」に記載されている。

◆子どもの喫食環境

子どもが少ないことから保育環境にはゆとりがある。自園で調理ができるスペースがあるため、アレルギー児への対応や子どもの体調、食貝具合等に合わせやすく見直しや改善ができる。また、調理師や栄養士が子どもに関わる機会も設けられており、アットホームで温かい雰囲気が感じられる。

◇改善を求められる点

◆法令遵守

保育園に対し、「児童福祉法」が「運営規程」の策定を求め、その中に「職員の種類、員数および職務の内容」を明記することを課している。ところが、当園の「運営規程」の該当箇所には、園を一元的に管理すべき「園長」に関する記述がない。早期に「園長」に関する必要事項を追記することが求められる。加えて、法が策定を求めるBCP(事業継続計画)に関しても、早期に対応することが望ましい。

◆標準的な実施方法に関して

理念や保育方針、規程類、「全体的な計画」、各種マニュアル等は、原則法人作成となっている。園運営や保育の基本となるべき「標準的な実施方法」に関しても、作成のみならず、見直し・改定も同様に法人本部主導で行われている。その際に園長等が加わることはあるが、職員意見が直接的に反映される仕組みではない。「標準的な実施方法」の作成や見直しに、保育に携わる職員の意見や保護者の意見・要望が反映されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、第三者評価を行っていただきありがとうございました。第三者の目線で見えていただいたことで、普段の保育の中では気がつくことが出来なかったことなどがわかり、より一層、保育を深く考える機会を与えていただきました。出来ていなかった事項については、法人・施設全体で確認し改善していくと共に、出来ていた事項に関しては伸ばしていけるような環境作りを行っていきたいと思います。今後も、安心・安全な保育を心掛け、より良い保育環境の整備に邁進して参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人共通の理念、基本方針がホームページやパンフレットで紹介されており、職員には入職時に、保護者には入園説明会で説明されている。4項目の理念のそれぞれに、具体的な基本方針が端的に記載されている。この1～2年で職員の大幅な入れ替わりがあり、今後の課題として、理念・基本方針の職員周知に期待したい。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市の担当課からは、様々な情報が届く。園長が市の小規模保育園を対象とした園長会に参加し、また機会があれば県の私保連（愛知県私立保育園連盟）の研修に参加する等、情報収集に努めている。しかし、それらの情報を組織的に分析する体制は構築されていない。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 現状の課題は「職員不足」であり、法人幹部を筆頭に園長はじめ全職員が大きな課題として認識している。この課題が解決されないまま、子どもの受入れ定員を充たさない現状を受け入れざるを得ない状況が継続している。定員を充足させる数の子どもを受け入れるためにも、抜本的な職員確保の施策を打ち出すことが求められる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人幹部により将来的な構想は話し合われているが、法人として、あるいは園としての明文化された中・長期の計画はない。法人としての3～5年先までの大きな流れを示し、それに整合させた園独自の中・長期計画を作成することが望ましい。園長の目指す将来的な「園のあるべき姿」を中・長期計画として示し、職員と方向性を一つにして保育実践に努められたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 中・長期計画が策定されていないこともあり、事業計画も組織的には作成されていない。個別に食育計画や保健計画、各種の訓練計画、研修計画等が作成されている。これらをまとめて、単年度の事業計画とすることが望ましい。事業計画には、年度で重点的に取り組む項目を設定することも考慮されたい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 各種の計画は、法人本部で作成されるものが多く、それらの期中での進捗評価や年度末の最終評価も法人本部の所管となっている。園の立地する地域性や子どもの状況（人数や年齢、性別、家庭環境等）、園長の方針等を勘案し、各種計画の作成に各園の独自性を持たせることが望ましい。当然のことながら、それらの計画の作成や評価・見直しには職員の参画が求められる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 入園説明会等の機会に、行事計画を中心に丁寧な説明を行っている。その際に説明資料の配付も行われている。職員も、積極的に保護者とコミュニケーションをとっている。今回の第三者評価の受審に伴って実施した保護者アンケートでは、「事業計画の保護者周知」の項目、および「保育内容の説明」、「園やクラスの様子周知」は、回答した保護者全員が肯定している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 第三者評価は、今回が初の受審である。自己評価として、年に1回「人権擁護のためのセルフチェック」を実施しており、その他にも3種類の独自チェックリストが用意され、適宜自己評価を行っている。ただ、それらは実施されるのみで、集計や分析のプロセスが確立していない。P（チェックリスト）～D（自己評価）～C（分析・課題抽出）～A（改善活動）の仕組みを構築されたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 職員が実施した自己チェックから改善課題を抽出するには至っていないが、日々の事業運営や保育実践の中で見つけた課題には、その都度対応している。しかし改善活動は散発的で、組織的・計画的とはいえない。それぞれの改善課題に対し、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にして取り組むことが望ましい。次回と同様事例発生時の参照となる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 毎月の「園だより」に園長の挨拶文を載せ、園長の考え方や思いを伝えている。園長不在時には、「組織図」からはリーダーが園長の責務の委任先と読み取れる。ただ、法令で作成が定められている「運営規程」の中に、園長（施設長、管理者）に関する記述がない。早期に改訂し、規程と実際の運営状態との整合を図ることが求められる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 福祉事業所（保育園）に対し、「児童福祉法」が「運営規程」の策定を求め、その中に「職員の種類、員数および職務の内容」を明記することを課している。ところが、当園の「運営規程」の該当箇所には、「園長」に関する記述がない。即座に「園長」に関する必要事項を追記することを願いたい。関連法令の改廃等に関し、市からの連絡文書があれば職員間に回覧している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> 保護者アンケートでも明らかとなったが、園（職員）は保護者に対して常に丁寧な説明を心掛けている。保護者とのコミュニケーションの徹底を図り、保護者の声を尊重している。それらの声から、弁当の日を設けたり、保護者参加の行事をなくしたりしている。保護者の時間を無駄に使わない施策が、保護者の信頼を得る所以となっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ・c
<コメント> 職員確保が最優先課題となっている。定員19名に対して現員10名と、子どもの受入れ人数を調整し、職員の適正配置を守っている。市と協調して書類を簡素化する等、事務的な効率化を図っている。時間外勤務もほとんどなく、有給休暇の取得も進んでいる。ICT化の試行を行ったが、手書き文書の温かさを残すことを優先し、ICT化の推進を見送っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<コメント> 同法人の他事業所で起きた問題により、マスコミで報道されると職員の離職が大量発生し、法人全体で職員不足の状態に陥っている。現在は、子どもの受入れ数を調整して凌いでおり、年間を通して採用活動を展開している。保育士不足は全国的な傾向であり、抜本的な解決策を考察されたい。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 明確なキャリアパスは構築されておらず、年功序列の給与体系にて人事管理を行っている。法人代表と理事である事務長が園長と面談し、職員に関する勤務状況の情報を得ている。この情報を基に人事考課が行われ、その結果を賞与に反映させている。この一連の流れが、職員には見えないところでされており、人事制度や人事基準の「見える化」が今後の課題となる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員不足の状態にあって勤務シフトはきつくなっているが、職員が協力し合って急場を凌いでいる。受け入れる子どもの数を上手く調整することができており、時間外勤務はほとんどなく、有給休暇の取得も進んでいる。職員の家庭の事情（子育て、家族の介護・看護等）を考慮した勤務シフトを組むことで、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もみられる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>職員対象の目標管理制度は導入されておらず、職員研修を職員育成の柱と捉えている。市から呼びかけのある研修には、勤務シフトの調整ができれば参加している。園独自の研修として、法人の設定した課題に取り組む「事例検討」の研修や、外部研修に参加した職員による伝達研修等がある。課題として、職員参加型の民主的な人事考課制度から目標管理につなげる仕組みづくりを期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>研修計画に沿って研修が実施され、職員は履修後に「研修事後シート」を提出している。また、内部研修として事例検討を行った後には、「事例課題」を作成して提出している。この「事例課題」には、職員それぞれの「感想」として、気づきやアクションプランが記載されているが、研修がここで完結している。アクションプランが実践されたか否かを検証する仕組みを構築されたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が主催する研修には、勤務シフトの調整を行って、正規職員が積極的に参加している。園で行われる内部研修に関しては、正規職員、非正規職員の区別なく、全職員の参加を原則としている。偏りのない研修参加により、園全体で保育の質を向上させようとの思いが見て取れる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当。小規模な園であり、実習指導にあたって、園として責任をもって適切なカリキュラムを組むことが難しいこと、また養成校においても、小規模保育園における教育実習を推奨していないこと等を勘案し、この項目を非該当とする。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>内閣府のホームページにて、NPO法人としての事業報告（決算報告等）を行っており、法人のホームページでは理念や活動内容、事業所紹介等を行っている。概して職員の採用を意識した構成となっており、苦情解決に関する情報公表は行われていない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園における現金出納は、15,000円を限度とする小口現金制で管理している。購買等の決裁権は園長が有し、また出納責任も園長に委ねられている。内部牽制が働く仕組みとするために、決裁権者と出納責任者を2者に分かつことが望ましい。内部監査に関しては、監査報告書の確認ができなかった。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント> 理念・基本方針の中に、「地域社会との連携を大切に…」との記載はあるが、乳幼児が地域と交流したり連携を図ったりする機会は多くない。天気の良い日に公園に散歩に出かけ、地域の住民と挨拶を交わす程度である。しかし、道路を安全に歩く、挨拶をする、異なった大人と接する等々、公園への外出だけでも、子どもにとっては社会性の伸長には役立っている。他の交流も考察されたい。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	b	ⓒ
<p><コメント> これまでに、ボランティアの受入れ実績はない。ボランティアの受入れは、保育補助や掃除等の環境整備、読み聞かせや演芸、また小・中学生の福祉体験学習等々、広範囲に及ぶ。まずは受け入れるためのマニュアルを整備し、市・社会福祉協議会ボランティアセンターに出向いて情報を収集することから始められたい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント> 子どもにとって、絵本は「最高のお友達」とも言える存在である。書籍売場で買ったり、図書館に出向いて借りてこなくても、市立図書館から2ヶ月ごとに新しい絵本の配本がある。近隣保育園の園庭開放にも出向く。公園や図書館、市役所、児童相談所、地域包括支援センター、近隣保育園等々が地域の社会資源である。「お散歩マップ」に、これらの社会資源が明示されている。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p><コメント> 園長が市の小規模保育園の園長会に参加し、さらに県の私保連（愛知県私立保育園連盟）の研修に参加する等、地域の福祉ニーズの把握に努めている。保護者からは、入園説明会の面談の中で保育ニーズを拾っている。しかし、いずれも積極的なニーズ把握の取組みとは言い難く、今後の積極的なニーズ把握の取組みを期待したい。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント> 保護者の金銭的負担や精神的負担を増やさせないことを基本としており、サブスクを活用しないことを明言している。保護者参加の園行事も実施していない。ただ、地域には0歳児の保育ニーズがあるものの、園では職員の不足によって受入れを断念している。「全体の計画」に示されているように、0歳児～3歳児までが揃った小規模園となる日を期待して待ちたい。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a · b · c	
<p><コメント> 保育の基本方針の中で、「一人ひとりの子どもの個性を大切に」と明文化されており、園長、職員は子どもの学齢に応じた保育を実践している。子どもの人権については、職員会議で意識付けを行っており、自己チェックも毎月行われている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a · b · c	
<p><コメント> 保育室に着替え用の目隠しの柵を作ったり、プライバシー保護のための同意書を保護者に記入してもらう等、プライバシー保護を意識した取組を行っている。しかし、プライバシー保護に関するマニュアル等がなく、職員間での共通理解が取りにくい。今後は、マニュアルを作成し、共通理解出来る体制を整備することが望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a · b · c	
<p><コメント> パンフレットには、分かりやすく園の内容や日々の保育について記載されている。パンフレットは市役所に配置すると共に、いつでも園見学の希望者に渡せるようになっている。法人の基本方針、年間行事や1日の流れ等が記載され、園の内容を知ることができる。園のホームページ等でも、保育内容が伝わるような工夫が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a · b · c	
<p><コメント> 入園時に、保護者にパンフレットを渡して説明をしている。途中入園する子どもの保護者にも、個別の対応で丁寧に説明を行っている。日本語理解が難しく、配慮が必要な外国籍の保護者へも翻訳機を使って丁寧に対応しているが、ルール化されたマニュアル等はない。その都度、対応が変わる事なく説明出来るよう、マニュアル等で共通理解していくことが望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a · b · c	
<p><コメント> 保育所の変更については、引継ぎや申し送りの文書は定められていない。園長が申し送り等の手順を把握しているが、他の職員には周知されていない。転園時の対応について職員の誰もが理解し、同じ対応が出来るような仕組みの構築が期待される。また、転園後も子どもや保護者が相談しやすいよう、担当者や窓口を設置し、転園時に説明文書を渡すことが望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a · b · c	
<p><コメント> 保護者アンケートや懇談会等は定期的には行われていないが、日々の保護者対応を丁寧にを行い、保護者からの意見を大切に保育にあたる姿勢がみられる。今回の第三者評価の保護者アンケートを機に、定期的に園独自の保護者アンケートを行い、保護者の意見を尊重していく意思も示している。子どもや保護者の意見・要望を保育に反映させ、さらなる質の向上を期待したい。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a · b · c	
<p><コメント> 苦情解決体制が整備され、園内に掲示して周知を図っている。ただ、意見箱等はなく、保護者が匿名で意見を伝える機会はない。保護者が意見を伝えやすいよう工夫し、適切な方法で苦情の受け付けや解決した情報を公表する仕組みを作ることが望ましい。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 相談や意見を述べる保護者のプライバシーに配慮し、相談室等の個室で相談を受けられるようになっている。しかし、相談する相手を保護者が自由に選べることを明文化したものはなく、相談方法に関しても口頭での対面相談のみである。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 相談や意見に対しての対応マニュアルがあり、些細な事でも園長に伝える仕組みが構築されている。また、共通理解するために、職員間でも引継ぎ簿等を使用して共通理解に努めている。保護者からの口頭での相談や意見を待つだけでなく、積極的に保護者の意見・要望を把握するような取り組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 法人で作成された「危機管理マニュアル」があり、基本的な考え方や発生時の対応が記載されている。「事故報告書」を活用して再発防止に努めるとともに、全職員への迅速な周知に努めている。リスクマネジメントに関する会議を法人全体で行う等、危機管理について丁寧に考えている。一方、園では経験の少ない職員も多く、職員が周知しきれていない部分がある。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント> 「感染症マニュアル」を整備し、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制作りに取り組んでいる。発生した場合は、速やかにボードを用いて通知し、適切な対応を行っている。新型コロナウイルス感染症や手足口病に対しても、安全確保の体制が機能した。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 年間計画に定められた避難訓練や不審者訓練を定期的に行っている。しかし、大規模災害を想定したBCP（事業継続計画）の作成が遅れている。今後、東海沖地震や南海トラフ地震等の発生も危惧されていることから、早急にBCPを策定し、それに沿った訓練の実施が求められる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 法人作成のマニュアルが標準的な実施方法の位置付けとなるが、職員全体での周知や活用はされていない。必要に応じて、園独自のマニュアルを制作する等し、園全体での理解を図るための仕組みを構築していくことが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 法人作成のマニュアル類については、法人本部にて見直しが行われている。その際に園長等が加わることはあるが、職員意見が直接的に反映される仕組みではない。保育に携わる職員の意見や保護者の意見・要望が反映される見直しとなることを期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 入園時に、保護者にアセスメント用紙を記入してもらい、面接時に細かく確認している。指導計画は「全体の計画」を基に立てられており、関連性をもって保育が行われている。保育以外の関係者・関係機関等との連携を強化する事で、より専門性の高い指導計画とすることが望ましい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 指導計画は担当が月ごとに作成し、園長が確認して仕組みとなっており、共通の様式を使用することで記録内容に差が出ないように工夫している。ただ、その方法や手順は文書化されておらず、作成から評価、次の計画への反映といったPDCAサイクルに沿った手順が明文化されることに期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 個別指導計画に沿って子どもに関する記録を残し、月に1度行われる職員会議で子どもの情報を共有している。個別指導計画の様式は法人で統一され、実践した保育内容や子どもの様子が適切に記録されている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 個人情報に関する書類は持ち出し禁止になっており、USBメモリーの使用も外部流出防止のため禁止している。個人情報の取扱いについては、入園時に保護者に説明して同意書に署名をもらっている。しかし、職員については、入社時に口頭で説明するのみで特に同意書などは取っていない。今後は、職員に対する個人情報の取扱いについても、適切な対応を望みたい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「全体的な計画」に関しては、園長・リーダーが中心となって年度末に見直しを行い、次の計画の作成に活かそうと取り組んでいる。見直しの内容や改善した内容を記録に残すことを期待したい。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> 遊ぶ場所・食事をする場所・寝る場所を作り、家庭的な雰囲気の中で子どもがゆったり生活できる空間が作られている。またトイレも明るく清潔で、個人を大切に工夫（手作りの敷居）もみられる。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりに対して制止する言葉を使わないよう職員間で話し合う等、常に高い意識をもって保育にあたっている。また保護者とも連絡帳や送迎時の丁寧な対応を通して、子どもの気持ちに寄り添えるような配慮を行っている。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 基本的な生活習慣の習得は、人として生きる力につながっていくので、年齢や個々に合わせて子ども自身が考えて取り組めるように意識している。子どもにも分かりやすくするために、絵本や紙芝居を使って子どもたちに知らせることで、見通しが持てるようになってきている。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<コメント> 園には庭がないが、子どもが主体となって散歩先を選んだり、室内玩具は子どもの手の届く位置に用意されている。またその中で順番を知らせたり、交通ルールを教える等、遊びの中で社会的ルールが身につくような工夫もされている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 対象児がいがないため、非該当とする。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<コメント> 一人ひとりの子どもが、自分でしようとする気持ちを大切にして支援している。園庭がない分、公園や近くの学校等の公共の場を利用し、探索活動が十分に行えるような環境を作っている。また外国籍の保護者へもポケットークを使用して丁寧に対応したり、文化の違い等を受け入れて保育をしている。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 対象児がいないため、非該当とする。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 現在障害を持った子どもの受入れはない。障害児ではないが気になる子どもへの対応として、職員間で情報を共有して園全体で保育するようにしている。また市の障害児保育の研修に積極的に参加し、知識を深める取組みもある。今後の障害を持つ子どもの受入れのため、留意事項や対応の手順を含んだマニュアルの作成を望みたい。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもに在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 日中の保育から長時間保育に引き継ぐ際にはメモをしっかりと残し、伝え忘れのないよう配慮している。また在園時間が長い子どもには、ゆったりと過ごすことが出来るよう配慮している。異年齢保育になるため、環境の整備や保育内容の工夫が、具体的に指導計画などに記載されることを望む。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 対象児がいないため、非該当とする。		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ① ・ c
<コメント> 健康管理計画があり、規定通りに子どもの健康記録も整えられている。またSIDS（乳幼児突然死症候群）の予防確認として午睡チェックも適切に行われている。しかし職員間のみでの周知にとどまり、保護者への周知が行われていない。今後は、保護者に対しても適切な情報提供を望みたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ② ・ c
<コメント> 内科健診・歯科健診は規定通り実施しており、結果も直ぐに保護者に伝えている。子どもの健康管理に関しては、家庭との連携も必要となる。歯の大切さを周知する張り紙をしたり、健診結果の報告時に説明文書を添付する等、保護者にも必要な情報を提供していくことが望ましい。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	③ ・ b ・ c
<コメント> アレルギー疾患・慢性疾患のある子どもへの食事については除去食で対応している。年に1回、保護者に「生活管理表」を提出してもらい、食事の提供時にはダブルチェックを行って間違いがないように対応している。職員間でも常に話し合い、事故防止のために危機感を持って保育にあたっている。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ① ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりに合った食事量や喫食時間に配慮し、食器を子どもの好きなアンパンマンにする等、目でも食事が楽しめるように工夫している。しかし、子どもが野菜を育てる（育てる所を見る）等の「食」への興味や関心が深まるような取組みがほとんど行われていない。今後、子どもの「食」への興味・関心を深める工夫や取組みを望みたい。		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「衛生管理マニュアル」は法人で整備しており、それに基づいて衛生管理が行われている。子どもが調理や管理栄養士と触れ合う時間があり、直接子どもの様子や食べ具合等を見る機会もある。季節感のある食事の提供や手作りおやつ（月2回）も自園で作り、安心・安全な食への取組みが行われている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 日々連絡帳や丁寧なコミュニケーションを行い、家庭との情報交換、情報共有に努めている。しかし、保護者の負担軽減のために保護者の参加する行事（保育参観等）を制限しており、保護者が直接子どもの様子を見る機会は設けられていない。家庭と連携した保育実践とするためにも、保護者への「保育の見える化」を検討されたい。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p><コメント> 小規模園の強みを生かし、園長はじめ職員全員が子どもや保護者に声をかけ、子どもの様子や子育ての話を伝えており、保護者の安心に繋がっている。また「園だより」や献立を通して、現在の園の取組みや子どもの様子が分かりやすく知らされている。相談を受けた職員だけでなく、園全体で保護者を支援していく体制である。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 職員は市の権利侵害に関する研修を受け、早期発見・早期対応に努めている。家庭での虐待の疑いがあれば、市の家庭児童支援課や児童相談所と連携をとる体制も整えられている。一方で、職員がマニュアルの場所や内容を把握し、十分に理解しているとは言い難い部分もある。緊急時に直ぐに対応できるよう、職員への周知が望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 定期的に自己評価チェックを行っているが、職員個々の振り返りを園長が確認することに留まっている。今後は、自己評価チェックを集計・分析することで、個人の課題を園全体での保育の質の向上に繋げて行くことが望まれる。</p>		